

令和4年2月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和4年 3月 4日(金) 開会 午前10時
閉会 午後 0時15分

場 所 第9委員会室

出席委員 木下博信委員長

萩原一寿副委員長

阿左美健司委員、宮崎吾一委員、新井一徳委員、高橋政雄委員、

齊藤正明委員、柿沼貴志委員、木村勇夫委員、西山淳次委員、

守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、

金子勉県土整備部副部長、武澤安彦県土整備政策課長、

小島茂県土整備政策課政策幹、高橋厚夫建設管理課長

藤間達之用地課長、落合誠道路街路課長、相原秀行道路環境課長、

水草浩一参事兼河川砂防課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、

関根昌己都市整備部副部長、坂田直人都市整備政策課長、

鳴海太郎都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、

細田隆田園都市づくり課長、辻幸二公園スタジアム課長、

若林昌善建築安全課長、中村克住宅課長、松井直行営繕課長、

後藤茂樹設備課副課長

今成貞昭下水道事業管理者、海老原正明下水道局長、

岸田秀参事兼下水道事業課長、松塚研一下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第39号	埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
第47号	埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更の同意について	原案可決
第48号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町村の負担額について	原案可決
第64号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第15号)のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道局関係	原案可決

第72号	令和3年度埼玉県用地事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
第73号	令和3年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
第79号	令和3年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算 (第1号)	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

阿左美委員

- 1 第64号議案について、繰越明許費の設定額が約258億円と非常に大きい金額となっているが、昨年度と比較して増減はどうか。
- 2 増減の理由をどう捉えているか。

県土整備政策課長

- 1 令和2年度の2月定例会での補正通常分の繰越明許費設定額は、約325億円である。今回の設定額は約258億円となるので、昨年度に比べ約67億円の減であり、約20パーセントの減となる。
- 2 今年度は各事業をより丁寧に確認し、適正な工期設定の観点から設定すべきものは設定するというスタンスで、必要な事業について早期繰越を設定した。その結果、9月定例会で62億円、12月定例会で86億円の計148億円の設定を行い、これは昨年度に比べ70億円、約90パーセントの増となり、その影響があると考えている。

守屋委員

- 1 第47号議案について、有料道路を早期に整備してほしいと同時に無料にしてほしいという声も聞くが、どのような状況か。
- 2 有料の期間は開通日から30年となっているが、長くないのか。
- 3 第48号議案について、事業対象地が約600か所あり、そこから優先的に整備する箇所を約40か所に絞っていると以前に伺った。このうち事業を行うのは毎年5か所程度ということだが、問題ないのか。これに対してどう対応していくのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 地元市等から早期供用のために有料道路事業による整備を強く要望され、整備を進めており、現在までに無料にしてほしいとの声は上がっていない。
- 2 料金を徴収する30年間は、国の要領で定められた期間である。利用者の増大等により、債務の返済ができれば早期の無料開放は考えられるため、利用者の確保を図っていく。

参事兼河川砂防課長

- 3 県内で、当該事業の要件を満たす箇所は約600か所ある。約40か所については、県が令和3年3月に策定した「埼玉県砂防関係施設整備計画」において、保全対象に避難場所や要配慮者利用施設などを含む箇所を、特に整備の優先度の高い箇所として設定したものである。県としては、この計画に基づいて、計画的に整備を進めていく考えであり、まずは、令和4年度は議案に示す2か所のほか、本定例会における急施議案の3か所の合計5か所で事業に着手する予定である。

守屋委員

有料期間の30年間で債務を返済していくことになるが、道路の利用者が見込みよりも少なくなった場合は、県が負担することになると考えられる。交通量が予定どおりに進む

のか見込みについて伺う。

県土整備政策課政策幹

交通量については、コロナ禍の影響もあり厳しい状況が続いていたが、コロナ禍前の令和元年度まで戻ってきた。三郷流山橋有料道路については、計画した交通量が確保できるよう道路公社とともに利用者確保に努めていく。

新井委員

用地事業特別会計は8億円ほど減額補正をしており、全体として大きな割合の減額となっている。これは当初予定していた地権者との交渉が難航したことや社会状況の変化を受けて当初予定していた道路の延伸や拡幅が先延ばしになったため、用地買収ができなかったことが理由なのか。若しくは、機動的に用地買収をするために、当初からゆとりを持たせた予算編成によることが理由なのか。

用地課長

予算編成時に事業の箇所付けがなされたものではなく、例えば、相続の発生等で地権者から買収希望があった場合など、時機を逃さず機動的に買収するといった、予備的な対応を目的とした予算である。今年度は、そのような案件がなかったため減額となった。

新井委員

今年度の8億の減額補正は、例年に比べて割合からすると大きい額なのか。

用地課長

令和2年度の用地補償の契約額は3億円程度であったが、今年度や2年前は執行がなかった。年度によって執行額の波が大きいものである。

【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

宮崎委員

- 1 第39号議案について、建替えに伴う移転関連規定を整備するということだが、建替え中、住民はどこに住むのか。また、移転先の賃料については考慮があるのか。
- 2 第64号議案の石綿対策推進費について、減額補正であり補助制度の活用が進んでいない。石綿の有無が不明の建物が1,000平方メートル以上のものが34棟、1,000平方メートル未満のものが34棟あると認識されているとのことだが、この不明建物に対してどのようなアプローチを行って積極的に対応していくのか。
- 3 第79号議案について、かなり減額補正がされているが、老朽化対策等が求められているという観点から、これだけ減額されているのはどのような理由か。また、毎年このような補正となるのか。

住宅課長

- 1 老朽化した県営住宅の建替えに当たっては、まず、団地内の既存棟に空住戸を順次確保し、そこへ移転してもらう。次に、解体の対象となる住棟の全てが空住戸になった段階で除却し、空いた場所に新たに県営住宅を整備することとなる。団地内の空住戸に移転してもらうため、家賃についての特段の配慮はない。

建築安全課長

2 県所管で1,000平方メートル以上の建物が約5,000棟あり、現在調査がほぼ終わっており、残り34棟が未報告となっている。また、1,000平方メートル未満についても34棟が未報告となっており、合計68棟が未報告となっている。これについては、県の地域機関である、建築安全センターが毎年、所有者に対し働き掛け等を行っているが、今年度はコロナ禍のため、働き掛けが難しかった。アスベストの危険性を所有者に知ってもらい、対応してもらうことが重要であるので、今後も、コロナの状況を見ながら粘り強く対応していく。

参事兼下水道事業課長

3 減額補正の理由だが、まず、国庫補助金の当初内示額が当初予算で見込んでいた額に対して、事業費ベースで約59億円の減であったことがあげられる。また、県単独事業に関しても、現場の状況を踏まえた工事内容の見直しにより、約8億7,000万円の減額が生じている。一方、国の補正予算では、国土強靱化に向けた下水道施設の災害対策に係る経費として、事業費ベースで約31億5,000万円が追加されている。これらの減額分と増額分を差引きした結果、約36億円の減額の補正をお願いするものである。この予算の減額による事業進捗への影響については、下水道局では重要な事業の進捗に影響が出ない工夫を講じて推進している。具体的には、優先度の高いものから発注し、生じた請負差金を次の発注に活用するなど、予算を効率的に活用しながら、優先度の高い事業を着実に実施している。その結果、老朽化対策や耐震化対策に要する事業費は切れ目なく確保され、計画的に事業を推進しており、減額補正の影響はないものと考えている。また、このような状況が毎年続いているのかということだが、当初予算で見込んでいた国庫の内示額に対して、当初の内示額が下回る場合にはこのような状況が続くものと認識している。

宮崎委員

- 1 第39号議案について、県営住宅の老朽化による建替えに伴い、入居者に引越しを依頼することになるが、引越し費用の対応はするのか。
- 2 第64号議案の石綿対策推進費について、通常は建築安全センターが訪問しているが、コロナ禍のため、訪問ができず連絡ができなかったのか、68棟に郵送で連絡しても回答が得られないのか、現場の状況はどうか。
- 3 第79号議案について、今までの状況として、毎年度内示を下回っているのか。そうであれば、その状況を踏まえて当初予算を編成した方が、現実と合ってくるのではないか。

住宅課長

1 除去の対象となっている建物に入居している世帯に対して、移転料を支払うために条例を改正するものである。

建築安全課長

2 アスベストについては、平成17年に国から通知があり、それ以降、継続して現場等に行って指導している。未報告の所有者に対しては、継続して指導しているが、なかなか理解してもらえない所有者なので、郵送等でも指導しているが、理解してもらえない。やはり直接訪問しながら理解を得ていきたい。

参事兼下水道事業課長

3 過去も同様の状況が続いている。下水道局としては、過去の状況を踏まえ、当初予算の精度を高め見積もれるよう努力する。

宮崎委員

39号議案について、移転料の具体的な金額はどのくらいか。また、退去時と入居時の両方支払うということなのか。

住宅課長

移転料の規定は国が示してしている額を基準とし、179,000円を措置することとしている。また、退去時と入居時の両方を支払うことになっている。

守屋委員

- 1 第39号議案について、改正の内容では、低所得者世帯も入居できるという説明だが、上尾シラコバト住宅で建替える団地に対して何世帯が入居できるのか。
- 2 入居する世帯に収入申告を義務付けるとあるが、これはほかの県営住宅で行われているものなのか。
- 3 第73号議案の住宅・建築物耐震改修促進費について、1億5,000万円以上の減額となっており、理由は補助対象見込みを下回ったためとなっているが、当初の補助対象は何件で、実際に補助したのは何件か。

住宅課長

- 1 上尾シラコバト住宅の老朽化した住棟を順次除却し、新たに公営住宅を整備するという計画である。新たに整備する公営住宅には、現在入居している方を優先して移転してもらう。また既存住棟については、全てが空住戸になった場合に除却を予定している。現在の上尾シラコバト住宅に新たに入居者を募集するという予定は、現時点ではない。
- 2 ほかの県営住宅では世帯収入区分に応じて応能応益家賃を適用しているため、収入申告を義務付けしている。上尾シラコバト住宅は、これまで固定家賃だったため、収入申告を求める必要がなく義務付けていなかった。

建築安全課長

3 令和3年度予算では、耐震診断が9件、設計が14件、工事が6件、合わせて2億5,282万円を要求した。要求に当たっては、建物所有者へのアンケートやヒアリングを行い、耐震化の意向が高い物件を設定した。実際の補助件数は、診断4件、設計1件、工事3件である。

守屋委員

第73号議案の住宅・建築物耐震改修促進費について、当初の見込み件数より、実際の補助件数が大幅に下回っているが、それに対してどのように対応していくのか。

建築安全課長

見込みに達しなかった理由としては、建物所有者の資金調達の困難や賃貸物件で店子と

の調整が整わない、区分所有で管理組合が一枚岩にならないことなど、やる気はあるが実際の補助申請に至っていない状況がある。また、今年度は、コロナの影響で耐震化の働き掛けが直接できない状況であった。1月にアンケートを実施し、最新の状況を調べている。また、耐震化率については、平成25年87パーセントだったものが、令和2年3月の県所管で95.3パーセントとなり、順調に上がっている。要因としては、耐震改修や老朽化に伴い解体することで、非耐震の建物がなくなるため、耐震化率が上がる。今年度は、当初予定より補助とは別に取り壊し等が進んだ。耐震化率は順調に進んでいる。今年度はコロナの影響もあり働き掛けができなかった。来年度に向けて地道に働き掛けを強めていきたい。

[付託議案に対する討論]

なし